

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(衆第一七号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、復興整備事業に係る土地収用法の特例の創設
 - 1 復興整備事業に係る土地収用法の規定による裁決申請書の添付書類の一部を省略することができる。
 - 2 復興整備事業に係る土地収用法の規定による緊急使用の期間を一年とする。
- 二、小規模団地住宅施設整備事業の特例の創設
復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業(一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。)を追加し、小規模団地住宅施設整備事業に係る施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなす。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。
- 四、大規模災害からの復興に関する法律について、一及び二と同様の改正を行う。